◎新潟県告示第1265号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第37条の規定により、新潟港における重要国際埠頭施設の水域において設定する制限区域を、次のとおり指定した。

平成24年10月19日

新潟港港湾管理者　新　潟　県

代表者　新潟県知事　泉田　裕彦

1　指定年月日

平成24年３月29日

2　指定する区域

新潟港（東港地区）

西２号桟橋に停泊中の船舶から40メートルの範囲の水域